

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

- ・基本財産及び特定資産について、財務諸表の注記に記載をしているため、内容の記載を省略する。

2. 引当金の明細

- ・退職給付引当金について、財務諸表の注記に記載をしているため、内容の記載を省略する。

平成26年度事業報告の附属明細書

平成26年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。